

入 札 説 明 書

<入札事項名>

鹿児島県文化センターで使用する電気

〒892-0816

鹿児島市山下町5番3号

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

鹿児島県文化センター

電話番号:099-223-4221

E-mail:soumu@houzanhall.com

<http://www.houzanhall.com>

入 札 説 明 書

鹿児島県文化センターで使用する電気の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和8年1月15日（木）
- 2 入札執行者 公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島県文化センター 館長 寺地 浩一
- 3 契約担当課 〒892-0816
鹿児島市山下町5番3号
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島県文化センター総務課
電話番号 099-223-4221
FAX番号 099-223-2503
E-mail soumu@houzanhall.com
http://www.houzanhall.com

4 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
鹿児島県文化センターで使用する電気
年間予想使用電力量：795,000kWh
- (2) 内 容
「鹿児島県文化センター電気需給仕様書」のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 鹿児島県の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく鹿児島県知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

6 入札参加資格の確認に関する事項

上記5の資格を有することを確認するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料並びに84円切手を貼付した返信用封筒（定型長3）を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）までのそれぞれの日（休館日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 受付場所
前記3に同じ。
- (3) 確認する資料
ア 資格審査要綱に基づく入札参加資格審査の結果通知書
イ 電気事業法第2条の2の登録を受けている者であることを証する書類
ウ 供給開始日から送電をすることが可能である者であることを証する書類

エ その他付属資料として、本件に送電をすることが可能な保有電力量

- (4) 入札参加資格確認申請書に係る結果通知は、令和7年2月6日（木）までに入札参加資格確認通知書により通知する。

7 入札説明会

入札説明会は行わない。

8 入札説明書等に対する質疑応答及び閲覧

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、またはメールにより行うものとする。

また、質問に対する回答は、回答書を作成し閲覧により行うものとする。

- (1) 受付場所 前記3に同じ（鹿児島県文化センターのホームページにも掲載する。）。
- (2) 受付期限 令和8年1月30日（金） 午後5時まで
- (3) 閲覧場所 前記3に同じ。
- (4) 閲覧期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）までのそれぞれの日（休館日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、ホームページの閲覧は、上記の期間中終日行うことができる。

9 入札書の記載

- (1) 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価を記載すること。
なお、入札書に記載する料金の単価等は、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する各単価等に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- ※ 契約については、単価契約とする。（16(3)参照）

10 入札

入札に参加する者は、入札書を直接持参又は郵便若しくは信書便（配達を証明することができる郵便または信書とし、提出期限内に必着とする。）により、次のとおり提出する。

- (1) 入札書の提出期限 令和8年2月12日（木） 正午まで
- (2) 入札書の提出場所 前記3に同じ。
- (3) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「令和8年2月13日開封〔鹿児島県文化センターで使用する電気〕の入札書在中」と朱書きし、郵便又は信書便による入札の場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に指名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和8年2月13日開封〔鹿児島県文化センターで使用する電気〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引替え、又は撤回をすることができない。

- (6) 入札者又はその代理人が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

11 最低制限価格
設定しない。

12 入札保証金

契約しようとする総価額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

13 契約保証金
免除する。

14 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札日時及び場所
日 時 令和8年2月13日(金) 午前10時
場 所 鹿児島県文化センター事務室
(開札に立ち会う入札者又はその代理人は、午前9時55分までに事務室に入室すること。)

15 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格となる参考総価比較額をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 契約は、入札書に記載されている基本料金の単価及び使用電力量料金の単価等の金額で行うものとする。ただし、契約後に消費税率変更があった場合には、変更後の契約単価を算出し、契約単価の変更を行うものとする。

17 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、郵便又は信書便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

18 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を発注者に通知するものとする。
- (2) 発注者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを発注者に請求するものとする。
- (3) 発注者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

19 契約書作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に契約の案を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。

20 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 その他

- (1) 入札参加者は、一般競争入札公告及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約書、仕様書は次の機関で配布するものとする。
前記3に同じ
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (4) この入札に係る契約は、令和8年4月1日（水）に確定する。
- (5) その他詳細不明な点については、
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島県文化センター総務課（電話番号099-223-4221）に照会すること。